

戦後日本の近代史認識

黒 沢 文 貴

はじめに

一、共同謀議論（東京裁判史観）

二、天皇制ファシズム論（講座派的マルクス主義史学）

三、一五年戦争論

四、革新派論

おわりに

はじめに

昭和戦前期、すなわち一九三〇年代から四〇年代にかけての日本の侵略行為を、今日の日本人がどのように認識しているのかという、いわゆる日本人の歴史認識について、近年日本内外で問題視されることが多い。これは

大別すれば内外二つの要因、つまり第一に、一九六〇年代以降の高度経済成長を経て、日本が国際社会との関わりを増していくにつれて、とくにアジア諸国との経済関係が深まり、アジアにおける日本の「存在」が再び高まるにつれて、過去の日本の行為にあらためて触れざるをえなくなったということ、第二に、経済大国としての自負が、多くの日本人に自信と新たなナショナリズムを喚起させ、それが過去の日本の行為を肯定的にとらえる発言を生みやすいために、諸外国との摩擦を引き起こしやすくなったこと、などによるものと思われる。

そうした状況の中で、日本人の歴史認識の基礎的部分を、主として歴史教育を通じて育むべき日本の歴史学界においては、そもそものような過去の歴史に対する解釈がなされてきたのであろうか。そこで本稿では、戦後の、主として日本近現代史を専門とする歴史研究者・学界が、いわゆる太平洋戦争につながる一九二〇年代から四〇年代（大正後半・昭和戦前期）の歴史過程、すなわち「太平洋戦争への道」をどのように理解してきたのかを明らかにすることにした。それはもちろん、日本の近代国家への移行の画期をなす明治維新以降の歴史、つまり日本の近代をいかに理解するのかわということにも密接に関係する問題である。

以下、具体的にはつぎの学説に言及することにした。

1、共同謀議論（東京裁判史観）。日本の戦争犯罪を裁いた極東国際軍事裁判で検察側が提示した考え。日本の研究者・学界から提示されたものではないが、日本近代史研究の出発点として大きな意味をもつもの。

2、天皇制ファシズム論（講座派的マルクス主義史学）。太平洋戦争前のコミンテルンの日本分析の延長線上に構築された歴史観。戦後の歴史学界、近代史研究、歴史教育に大きな影響を与えたもの。

3、一五年戦争論。東京裁判史観が日米戦争中心であったことに対する不満から、日本の中国（アジア）侵略とその責任を明確にすることを目指したもの。とくに満州事変から太平洋戦争までを日本の一連の侵略過程

として認識する必要性を強調しており、一五年戦争という考え方は今日一般的となっている。

4、革新派論。天皇制ファシズム論に対するアンチ・テーゼとして登場してきた学説。明治以来の日本の伝統的なアカデミズム史学の延長線上にある。膨大な史料の発掘を進めることによって、従来理論的枠組みを中心にしてきた歴史認識に事実の重みをもって対抗し、事実上天皇制ファシズム論を衰退に追い込んだ。

主として、以上の学説の検討を通して、日本人の近代史認識と戦争責任の問題について、若干の考察を試みてみたい。

一、共同謀議論（東京裁判史観）

戦前日本の歴史学界では、研究の客観性や関係者の生存状況、また史料状況などの理由から、学術的な歴史研究の対象になるのは五〇年以上経過したものという意識が強く、そのために戦前の日本近代史研究としては、一般的に明治維新时期が中心であり、時代を下つてもせいぜい日清戦争の頃までが研究対象の時期であつた。⁽¹⁾

したがって日本の戦争犯罪を裁いた極東国際軍事裁判（通称、東京裁判⁽²⁾）で検察側が提示した昭和戦前期の日本の姿および「太平洋戦争への道」に対する理解・解釈は、日本の研究者や学界から提示されたものではなかったが、おそらく裁判でもなければ世にでることがなかったであろう膨大な史料（公文書、私文書、個人の日記、証言など）を公にしたことも相まって、本格的な日本近代史研究の出発点として大きな意味をもつことになったのである。カナダの外交官であり、すぐれた歴史家でもあるE・H・ノーマン（極東委員会カナダ次席代表や在日カナダ代表部初代首席などを歴任）がいみじくも指摘したように、それは「歴史に対する大きな貢献⁽³⁾」であつたの

である。

東京裁判そのものは、国家行為の責任を国家指導者個人に帰したことや「平和に対する罪」など事後法で裁くとしたこと、また所詮は「勝者による敗者への裁き」ではなかったかなど、今日でも問題視する声があるが、そこで提示された日本の太平洋戦争への道筋をめぐる歴史像についても、日本にのみ一方的に戦争責任を押しつけるものであるとして、保守系の人たちからの根強い批判の対象となっている。

とくに最近、過去の日本の歴史教育に大きな影響を及ぼした歴史認識として、このいわゆる東京裁判史観とコミンテルン史観（後述）を挙げ、前者はアメリカの歴史観であり、後者はソ連の歴史観であるが、戦前の日本に対する見方はともに「暗黒史観」「自虐史観」「反日史観」であるとして、それらからの自由な歴史の見方を提唱する、自由主義史観の論者が台頭するという現実的状况もみられる。⁽¹⁾したがって戦後日本の近代史研究を知るためには、まずこの東京裁判史観を取りあげることから、はじめなければならない。

さて、裁判の対象とした期間は、一九二八（昭和三）年一月一日（田中義一内閣）から一九四五（昭和二〇）年九月二日（日本の降伏文書調印日）までのことである。重大戦争犯罪人（A級戦犯）として起訴されたのは、東条英機元首相をはじめとする二八名。ちなみに昭和天皇は起訴されなかった。

検察側の主張の基本的概念は、「共同謀議」という考え方である。すなわち裁判の対象とする期間の日本においては、特定地域における軍事的政治的経済的支配の獲得という目的を達成するために、侵略戦争などをおこなう共同謀議が存在し、全被告が共同謀議の立案および実行に参画したというものである。さらに、太平洋戦争への道筋として提示された解釈は、日本の支配層を極端な軍国主義者（軍人、右翼的政治家など）と穏健な政治指導者（外交官、経済官僚、重臣、財界人など）の二つに分け、その両者の拮抗と後者の敗北が太平洋戦争への道につ

ながったとする見方である。つまり、主として極端な軍国主義者の共同謀議による侵略戦争として「太平洋戦争への道」を描いているわけである。

この歴史認識の骨格は、つぎの三点にある。第一に、満州事変から太平洋戦争までを、極端な軍国主義者による連続する侵略の歴史として理解したこと、第二に、裁判の中心が太平洋戦争Ⅱ日米戦争にあったこと、第三に、極端な軍国主義者により多くの戦争責任を負わしたこと。これらの諸点は今日にいたるまで、戦後日本人の歴史認識の形成に大きな影響を与えることになったが、逆にいくつかの点で、問題を含むものでもあった。

第一に、これはのちに触れる天皇制ファシズム論や一五年戦争論にも当てはまることであるが、はたして本当に満州事変から太平洋戦争までを、一連の侵略過程として理解しえるのかどうかということである。現実には戦争が継続して起こっていたわけではないし（満州事変からの戦闘行為は一九三三年の塘沽停戦協定で終結）、二国間戦争としての日中戦争と第二次世界大戦の一環としての太平洋戦争とは質的相違があるのではないかということ（日中戦争が単純に拡大して太平洋戦争になったわけではないのではないか）、そもそも日本国内における戦争へいかなかった可能性や反戦・非戦の可能性を軽視するものではないか、などの問題点を指摘しうる。

しかし、ここでもより重要なのは、つぎの二点である。まず「太平洋戦争」という戦争の呼称に端的にみられるように、一九四一年以来の戦争の中心を日米戦争と規定したことは、日本はアメリカに負けた、アメリカの物量に負けたという意識を戦後日本人の多くに与える一因となったことである（もちろん戦争中の兵士・国民の実感としても、アメリカの物量に対する驚愕はあったし、中国には負けていないという意識もあった）。それは、アジア諸国との関係でいえば、日本人のアジアへの加害者意識を相対的に稀薄にする一因になったものと思われるし、中国・アジア侵略の実体の説明が、相対的におろそかにされることにもつながったものと思われる。

つぎに、極端な軍国主義者への戦争責任の集中という、いわば軍部悪玉論的議論は、一方で、穏健な政治指導者の戦争責任や戦争責任意識を相対的に弱めるとともに（その象徴が昭和天皇の戦争責任を不問に付したことである）、国民に対しては、国民も実は軍部にだまされていたのであり、一種の被害者であるという意識を植えつけ、その戦争責任観を稀薄にさせることになったのではないかということである。

これはもちろん、東京裁判が国民のそれまで知らなかった、知らされていなかった事実をつぎつぎに明らかにだしたこともよるが、そのほかにもラジオ・新聞等のメディアを通じて占領軍であるGHQが展開した「真相はこうだ」式の一連のキャンペーンの結果でもある。そもそも「太平洋戦争」という呼称自体、四五年末以降、それまで日本国内で使われていた「大東亜戦争」という呼称を禁止し、GHQが通用させたものである点に注意しなければならない。⁽⁵⁾

さらに国民の被害者意識という点に関していえば、それは、広島・長崎への原爆投下、ソ連の突然の参戦による悲惨な体験とシベリア抑留者の存在などの、戦争末期からの状況にもとづく被害者意識とオーバラップすることによって増幅されたものであるともいえる。

いずれにせよ、東京裁判はあくまでもGHQの占領政策の一環としておこなわれたものであり、それ自体が学術研究としての意味合いをもつものではなかったが、東京裁判が戦後日本の近代史研究の出発点となったことは否めない事実であり、東京裁判史観が、戦後日本人の近代史認識―「太平洋戦争への道」に関する歴史認識の原型を形作ったといえるのである。

二、天皇制ファシズム論（講座派的マルクス主義史学）

これは、太平洋戦争前のコミンテルンの日本分析（三二テーゼ）の延長線上に構築されたマルクス主義歴史観で、とくに明治維新後の日本の権力を絶対主義段階にあるものとして理解する歴史観である。日本におけるマルクス主義歴史学は、明治維新を絶対主義革命とみるか（講座派）、ブルジョア革命とみるか（労農派）で大きく二つに分けることができるが、前者の講座派は、コミンテルンのお墨付きをえて主流となったものである（それゆえ自由主義史観からは、コミンテルン史観と呼ばれている）。

したがって講座派的マルクス主義史学は、戦後知識人のマルクス主義への共感や、米ソ冷戦構造のもとでソ連を平和勢力とみる視点が存在したこともあり、戦後の歴史学界、近代史研究、歴史教育に大きな影響を与えたのである。しかし、コミンテルンや日本共産党との関係にみられるように、現実の政治の世界とも密接な関係をもっていたことは否定できない。したがってこの議論も、東京裁判史観同様、当初からある種のイデオロギー性、政治性を帯びていたといえる。

論の中心は、「天皇制とファシズムとの結合・転化の関係を主張し、絶対主義的な天皇制が、独占資本の反動的独裁としてのファシズムの機能ないし役割を演じた」というものであり、「天皇制的ないしブルジョア的諸政治勢力間の提携・妥協を強調する」ものである。したがって、そこから導きだされる「太平洋戦争への道」の見方は、満州事変以来の軍部・元老重臣・政党・財界・官僚などの相互の間の対立は、「一時的・部分的・相対的・戦術的なもの」であり、支配層は結局一体となって日本のファシショ化と対外侵略戦争とを推進した、という歴史認識である。⁽⁶⁾

したがって満州事変から太平洋戦争までを、日本の一貫した侵略過程としてみる点では、先に述べた東京裁判史観と同じであり、また、戦前日本の戦争指導者の戦争責任を追及するという点でも、東京裁判史観と一致するものである。しかし後者についていえば、それは、東京裁判のような二元論ではなく、あくまでも支配層全体の侵略戦争への関与の程度を総合的に明らかにしようとしたものである。それゆえ戦争責任をとくに軍部にのみ転嫁するような、東京裁判のもっていた一種の「欺瞞性」⁽⁷⁾を打ち砕くものであり、その点は高く評価できるものである。

しかし、この歴史観にもいくつかの問題点がある。第一は、支配層の意思が侵略の方向で統一・一致していたことはわかるが、統一や一致を強調するのみでは、五・一五事件や二・二六事件、さらに多くのテロ事件やクーデター未遂事件など、そこにいたるまでの対立や分裂がなぜ発生し、存在したのかが見落とされることになるのではないか、すなわち天皇制ファシズム論は、支配層が同じ穴のムジナであることは説明しうるが、なぜムジナ同士が相互に血まみれになるほど傷つけあったのか、ムジナ同士がなぜ争うのかを、十分説得的に説明しえないのではないかということである。とくに満州事変前後から日中戦争にいたる時期（一九三〇年頃～三七年頃）が、日本近代の最大の「政治的激動期・不安定期・再編成期」のひとつであるという事実を、正當かつ十分に位置づけることができなかったといえるのである。⁽⁸⁾

第二は、戦争責任との関係で重要な点であるが、支配層全体の責任を問題にしたために、かえって逆に責任の所在をあいまいにした可能性があるのではないかということである。また国民の戦争責任に関していえば、マルクス主義史学は歴史における民衆の役割や位置づけを高く評価するものであり、その意味で一面、民衆の無謬性論に陥りやすいという面をもっていることにも注意しなければならない。ただしこの論点は、のちにその点に対

する反省から、やがて国民の戦争責任を問う方向へと拡大することになり、国民の被害者としての側面よりも、むしろ加害者としての側面を問題にすることになるが、この点に関してはのちに述べることにする。

第三は、マルクス主義の理論的枠組みが当然のことながら重視されたために、理論先行、枠組み重視の議論となり、実証がややもすれば置いてきぼりを食うことになったということである。また歴史叙述においても、理論的枠組みと実際に起こった歴史事象との間にギャップが生じることがあったともいえる。これは、細かな歴史事象を明らかにしえないという、第一の問題点とも関係することであるが、のちにこの点は、革新派論（後述）からの手痛い攻撃を受けることになる。

以上、天皇制ファシズム論のもついくつかの問題点を指摘してきた。しかし、いずれにせよ、米ソ冷戦構造の国際関係の下、そうした政治状況を歴史学界において端的に示す歴史認識として、天皇制ファシズム論があったのである。そして日本が引き起こした戦争の侵略性が自明のことである以上、議論の力点は、そうした日本の侵略性がなぜ生まれたのかという日本の権力構造と歴史的発展段階、社会構成の在り方を問うものとなり、その中心に天皇制の問題が位置づけられていたのである。

三、一五年戦争論

すでに述べたように、東京裁判史観が日米戦争中心であったことに対する不満から、日本の中国（アジア）侵略の側面とその責任を明確にすることを目指したものである。満州事変から太平洋戦争までを日本の一連の侵略過程として認識する必要性を強調しており、一九五〇年代半ばに生まれたこの一五年戦争という考え方は、今日

では一般的なものとなっている。戦後日本の代表的知識人のひとりである鶴見俊輔の造語といわれている。⁽¹⁰⁾

たとえば鶴見は、論文「日本知識人のアメリカ像」のなかで、「今度の戦争を、日本人は二部に分けて、満州事変、上海事変、北支事変の系列は中国にたいする戦争、太平洋戦争はアメリカにたいする戦争として理解し、後の部分がまずかつたと評価している。……この考えは、大戦争の責任をアメリカに対してのみ切りはなして感じるという日本の支配層の奇妙な責任感の構造をあらわしている」⁽¹¹⁾と述べている。

また後年、一五年戦争という呼び名を作りだしたことについて、「太平洋戦争あるいは大東亜戦争をアメリカに対する戦争とみなして、この部分はまずかつたというふうにとらえる戦争観では、この戦争の構造をとらえることができないと思うからだ。これでは、日本人にとつての戦争の責任がぼかされてしまう」⁽¹²⁾からであると彼は説明している。

したがって一五年戦争とは本来、対中国、対アジア一五年戦争という意味合いであり、日本の中国（アジア）に対する戦争責任を鋭く問うものであった。そしてその点にこそ、日本人の戦争責任意識を形成するうえで、この歴史認識が果たした役割の大きさがあるといえる。

しかし、実質一四年（一九三一年九月一日から一九四五年九月二日）であるにもかかわらず一五年戦争と呼称することの妥当性や、先にも述べたように、満州事変以降の日本の歴史過程を、そもそも連続した侵略過程としてはたして理解しえるのかという疑問が提起されたことも事実である。⁽¹³⁾一五年戦争というと、戦争が絶え間なく継続しておこなわれていたかのような錯覚を招きやすいし、また歴史の必然論にも陥る危険性が高いからである。具体的には、満州事変と日中戦争の連続性、また日中戦争と太平洋戦争の連続性に対する疑問が強くだされた。しかし、これらの問いを反駁するなかで、侵略の連続性を新たな史実や視点から補強して今日にいたっていると

いえる（満州事変と日中戦争の連結点としての華北分離工作や、日中戦争と太平洋戦争の繋ぎ目としての独ソ戦の勃発（¹⁴）など）。

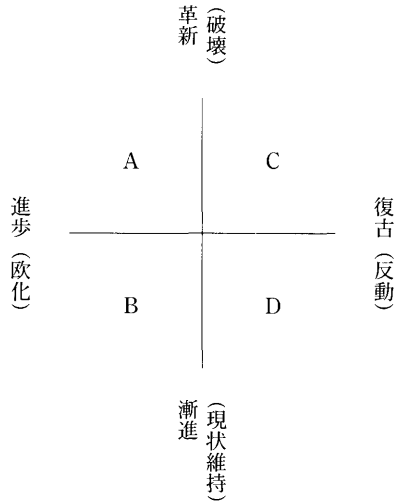
いずれにせよ、日本のアジアに対する戦争責任をあらためて問題にする一九八〇年代以降の流れのなかで、一五年戦争論は着実に日本の歴史学界やマスコミの間に定着したといえるのである。

四、革新派論

これは、一九七〇年代まで学界の主流をなした、天皇制ファシズム論（ひろくはマルクス主義的歴史研究一般）に対するアンチ・テーゼとして登場してきた学説である。伊藤隆東京大学教授（当時）が一九六〇年代後半から唱えた議論で、⁽¹⁶⁾明治以来の日本の官学の伝統的なアカデミズム史学の延長線上にあるものといえる。膨大な史料（とくに個人史料）の発掘を進めることによって、従来理論的枠組みを中心にしてきた歴史認識（天皇制ファシズム論）に対して歴史的事実の重みをもつて対抗し、事実上天皇制ファシズム論を衰退に追い込むことになった。

彼は、「ファシズム」という用語はそれ自体あいまいで定義困難であるうえに、元来がコミンテルンの使った政治的用語であり、さらに今日では相手を「極悪の敵」として誹謗中傷する以上の意味をもたなくなっており、したがって昭和戦前期の日本を説明する際に用いる学術用語としては不適切であるとして、そのかわりに「革新」という新たな概念・分析枠組を提唱する。⁽¹⁷⁾

彼の新しい枠組みは、自己の集団および他者の集団の歴史的意味づけや課題についての自己イメージと他者イメージとを設定して分析しようとするものであり、縦軸に革新（破壊）―漸進（現状維持）、横軸に進歩（欧化）



「復古 (反動)」という軸を設定している。「革新」「漸進」「進歩」「復古」などが自己イメージ、それに対応する「現状維持」「破壊」「反動」「欧化」など（ ）内が他者イメージである。以下、伊藤氏の提唱する分析枠組を、簡単に紹介することにした。¹⁸⁾

まず「進歩—反動」という、「進歩」を自己イメージとする立場は、明治以来の日本の歩みを、「野蠻」な徳川封建社会から脱却して、立憲政治を含む「文明」の社会へ向かう道と考え、その「文明」化の推進者、すなわち「進歩」派として自己を規定する。したがって、こうした歴史的展望と自己イメージから、自己に対立する者は歴史の進歩の方向を理解しない頑迷古陋な「反動」として規定される。

それに対して、「復古—欧化」という、「復古」を自己イメージとする立場は、明治維新以後の日本を、西洋文明の輸入の結果として、日本にとって本質的なものを失い、墮落しつつある過程として理解し、そうした欧化主義の進行を食い止め、日本古来の精神へ復帰することが今日の日本の課題であり、そのような役割を果たすものとして自己を規定する。

つぎに、「革新」を自己イメージとする「革新—現状維持」の立場は、第一次世界大戦は欧米民主主義の行き詰まり、没落を招来し、いまや「国家主義」の時代への転換期にある、それゆえ旧制度の破壊と革新・革命日本の建設が歴史の日程に上りつつあり、他方、国際関係においては、英米中心の帝国主義的支配に対する新しいナシヨナリズムの担い手としての日本の建設が課題となっていると主張する。

それに対して、「漸進」を自己イメージとする「漸進—破壊」の立場は、明治維新以来の日本の発展の成果を保守もしくは漸進させることに最大の価値を発見し、これに対する反抗をしばしば「赤」とみなす立場である。

以上が、伊藤氏の提唱する基本的構図であるが、さらに説明を加えれば、「進歩」「革新」が歴史の発展方向の担い手という自己イメージをもち、その対角にある「復古」「漸進」は良き伝統の擁護者という自己イメージをもつことになる。また「進歩」「漸進」イメージが多少なりとも現状をプラスに評価する傾向があるのに対して、「復古」「革新」イメージは現状をマイナスに評価する傾向を有している。

したがって「進歩（欧化）+革新（破壊）」イメージのA象限には、共産主義者や社会主義者、それらに近い自由主義者や国家社会主義者としての右翼などが属し、それと対抗する「復古（反動）+漸進（現状維持）」イメージのD象限には、上層支配階級の保守主義者の多くが属することになる。さらに「進歩（欧化）+漸進（現状維持）」イメージのB象限には、民本主義者や進歩的な保守主義者が属し、それに対抗する「復古（反動）+革新（破壊）」イメージのC象限には、広義の右翼（より日本的な変革を志向するもの）が属することになる。

こうした枠組みをもとに、彼はつぎのような歴史像を提出する。すなわち、第一次世界大戦前後の社会的、経済的、思想的、政治的な巨大な変化が、対内的にも対外的にも多くの問題を発生させ、そうした状況のなかからそれまでの政治支配体制に対する根底的な「改造」「革新」「変革」「革命」を志向する「革新」派が登場するこ

となるが、一九三〇年代政治史は、基本的には、そうした「革新」派の「現状維持」派に対する勝利の過程として理解することができるということである。

この議論はまず、天皇制ファシズム論の下でややもすればなおざりにされてきた、細かな歴史過程―国内政治過程を明らかにしようとしたものである。そして、膨大な史料発掘とも相まって、日本近代史の実証レベルを飛躍的に高めることになったのであり（その意味で彼らを、実証主義者と呼ぶことができる）、その点にこそ革新派論の最大の功績があったといえる。また「太平洋戦争への道」を、満州事変から対象にするのではなく、第一次世界大戦以降のより長い期間を視野に入れて考察しようとした点も評価しなければならぬ。⁽¹⁹⁾

しかし、それまで自明視されてきた「ファシズム」という用語の使用に疑義を呈したことによって、それを「ファシズム」概念の否定ととらえた天皇制ファシズム論者を中心に、激しい反発を招くことになった。革新派論は日本の侵略性と天皇制の責任を不問に付すものであり、瑣末な歴史的事実の探求に止まるものである、伊藤は反動的な歴史家であるという大変激しい攻撃がなされたのである。⁽²⁰⁾

今日からみれば、あるひとつのイデオロギー性の強い歴史観に挑戦するということ自体に、ある種の政治性がなかったとはいえないが、その点を抜きにしたとしても、当時主流であった歴史観に異を唱えたということで大変な衝撃、波紋を天皇制ファシズム論者のみならず、日本の歴史学界に与えたのである。そして結果として、膨大な史料発掘にもとづく細かな歴史的事実の解明を前にして（前述したムジナ論の例えでいえば、同じ穴のムジナ同士がなぜ争うのかを明らかにしたといえる）、理論重視の天皇制ファシズム論は覆いようもない理論的破綻に追い込まれることになったのである。

おわりに

以上、主として一九七〇年代頃までの戦後日本の代表的な歴史認識、とくに近代史認識について、簡単に検討してきた。ここで本稿を閉じるにあたり、その後の展開を簡略に述べて、結びとすることにした。

まず、最後に紹介した革新派論が、一九七〇年代を通じて、実証的に大きな成果をあげることによって、二つの変化が起きたといえる。第一は、天皇制ファシズム論の没落であり、第二が、実証研究の隆盛である。⁽²¹⁾

天皇制ファシズム論は、実は一九七〇年代中頃にはその内包する理論的問題もあり、すでに衰退の兆しをみせていたが、⁽²²⁾革新派論にたつ実証研究が進展することによってそれに拍車がかかり、その結果、ことさらに天皇制ファシズム論を主張する研究者は、一九八〇年代以降ほとんどみかけなくなったといえる。さらに八〇年代末に起こった米ソ冷戦構造の崩壊によって、マルクス主義そのものの有用性が問われる状況にたちいたったことは、記憶にまだ新しいことである。

しかし、その後の日本近代史研究を鳥瞰するうえで重要なことは、その系譜にたつ研究者の多くが、完全に理論的転換をしたわけではないということである。かつてのようにマルクス主義の理論的問題を声高に叫ぶことは少なくなったが、新たな方向へと転換をはかったといえる。それは、革新派論の成果によって実証研究を抜きにしては歴史研究がなりたたなくなった状況、つまり学界の変化を踏まえてのものである。

すなわち、日本の近代史研究は一九八〇年代以降、それまで以上に実証重視の時代にはいったが、何を実証するのかという実証の対象や方向性についてみると、大別して二つに分かれたといえることができる。主として戦前日本の政治過程の解明を中心とする流れと、戦前日本の侵略性、とくにアジア侵略の具体的側面を明らかに

しようとする流れの二つである。そして、かつての天皇制ファシズム論―マルクス主義史学の系譜にたつ研究者の多くが、後者に流れたといえよう。それが、南京虐殺事件、七三一部隊、細菌戦、毒ガス戦、従軍慰安婦などに関する研究が、八〇年代以降活発におこなわれるようになった、大きな背景として指摘することができる。⁽²³⁾

たとえば、日本の教科書検定をめぐる問題がアジア諸国で大きな批判の対象となった八二年に、かつてのある代表的な天皇制ファシズム論者は、それまでの日本近代史研究がもっていた問題点について、つぎのように述べている。⁽²⁴⁾

日本では太平洋戦争末期の沖縄戦が、一般住民をもまきこんだ「地上戦」の悲惨な経験として特筆される。しかし日中戦争は、中国にとって、その最初から最後にいたるまで、非戦闘員をまきこむ「地上戦」であつたのである。その悲惨な実相―侵略と加害のもつとも具体的で本質的な部分―をわれわれの歴史研究がこれまでどれだけ明らかにしてきているか、明らかにしてきているようで、実は必ずしもそうではないことが、教科書検定の批判を通じて、中国民衆から告発されているのではないか。

すなわち「日本軍が中国でなにをしたかという戦争史の第一義的な問題については、……むしろ関心は意外に希薄でさえあり、基礎的な事実すら把握されておらず」という認識が、戦前日本のアジア侵略の具体的側面を明らかにしようとする流れに結びついているといえるのである。したがってこの流れは、それまで日本の学界においてさして取りあげられてこなかった問題に取り組み、歴史的事実を明らかにしたという点で大きな意味をもつものであり、さらに日本人の戦争責任をあらためて問題にし（国民についていえば、それは戦争の被害者であるのみならず加害者でもある）、⁽²⁶⁾ 具体的侵略の解明を相対的に軽視してきた日本人の「戦後責任」の問題をも新たに浮かびあがらせたという点でも、大きな意義があつたといえるのである。

それでは、革新派論に代表される他の多くの実証主義者たちは、戦争責任や戦後責任の問題をどのように考えてきたのであろうか。その点を考察するうえで参考になるのが、自説への批判に対して述べた、伊藤隆教授のつぎの発言である。⁽²⁷⁾

「弁明史観」というラベリングについて私は「弁明」するつもりはない。それは〔戦争責任の―筆者注〕「相対化」を意味するらしいが、私の意図はそこにあるからである。つまり絶対的な悪か絶対的な善かといったことを歴史研究に持ち込むことは出来ないと考えているからである。

すべての非マルクス系の実証主義研究者が、伊藤氏と同じ考えを有しているというわけではもちろんないが、⁽²⁸⁾しかし彼らの研究の多くが、歴史的事実を明らかにするレベルに止まり、それ以上とくに踏み込んではいないというのが、彼らに共通する研究姿勢として指摘しうるのはないかと思われる。それは一面、価値判断に対する学問的禁欲の表われとして理解することができ、またそれが、日本近代史研究の実証レベルの引きあげに大きな貢献をなした一因であったことも、正當に評価すべきことである。

しかし、いわば事実をもって語らしめるというその姿勢が、日本人の戦争責任の問題といかに交錯してきたのかについては、あらためて検討されなければならない問題であろう。その点についてここで述べる紙幅はもはや残されていないが、実証主義研究者が戦前日本の戦争責任を声高に叫ばないからといって、彼らが戦前日本の侵略性を否定しているわけではもちろんないということを、とりあえずここでは指摘しておきたい。

いずれにせよ、一九八〇年代以降、米ソ冷戦構造の崩壊も経て、日本近代史研究におけるイデオロギー華やかなりし時代は過ぎ去り、いまや歴史的事実の解明という同じ土俵のうえに、日本近代史研究者が共にたつことになったというのが、現在の学界の状況かと思われる。近代史研究は、現在と密接につながる問題を対象にするだ

けに、一種政治性を帯びやすい面をもつといえるが、戦後日本の近代史研究も、まさにその例にもれない事例であつたといえる。その意味で戦後五〇年を経て、いまようやくこの段階に到達したということができよう。

ただし、ここでさらに指摘しなければならないことは、歴史的事実の解明という研究姿勢が必然的に、政治性もしくは価値判断を無縁なものにするわけではないということである。何を実証の対象にするのかという、その選択そのものに、マルクス主義的イデオロギーと否とにかかわらず、ある種の政治性もしくは価値判断が当然のことながらつきまとうからである⁽²⁹⁾（もちろん実証主義的研究姿勢が、学問的禁欲とも相まって、政治性もしくは価値判断を稀薄にしうる面も指摘しなければならないが）。また過去の歴史的事実を確定するという作業自体が、たとえば南京虐殺事件の犠牲者の数をめぐる問題にもみられるように、実は容易には確定しえないものであるからである。

正確な歴史認識が、少なくとも確実な歴史的事実をもとにしてなりたつものであるとすれば、戦前日本が関与した歴史的事実をいかに解明し確定するのか、そのうえにたつ歴史認識をいかに構築するのか、さらにそうした歴史的事実と歴史認識を、日本人のみならず諸外国、とりわけアジアの人々といかに共有しうるのか。日本の近代史研究者に課せられた課題は、依然として重いといえる。⁽³⁰⁾

(1) たとえば日清戦争研究の先駆をなす信夫清三郎氏は、大学の卒業論文を、卒業した年の一九三四年に『日清戦争』として出版したが、国家機密にわたる事項に触れているとして、ただちに発禁処分を受けている。木坂順一郎「信夫清三郎」(『国史大辞典』第一五卷上、吉川弘文館、一九九六年)、信夫清三郎先生追悼文集編集委員会編『歴史家・信夫清三郎』(勁草書房、一九九四年)参照。

(2) 東京裁判については、主としてつぎの文献を参照。児島襄『東京裁判』上下(中央公論社、一九七一年)、細谷千博・安藤仁介・大沼保昭編『国際シンポジウム 東京裁判を問う』(講談社、一九八四年)、大沼保昭『東京裁判か

- ら戦後責任の思想へ』（有信堂、一九八五年）、東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』（青木書店、一九八九年）、粟屋憲太郎『東京裁判論』（大月書店、一九八九年）。
- (3) E・H・ノーマン『戦争犯罪人裁判の観察』（大窪愿二編訳『ハーバート・ノーマン全集』第二巻、岩波書店、一九七七年）三九一頁。
- (4) 自由主義史観については、藤岡信勝『近現代史教育の改革―善玉・悪玉史観を超えて』（明治図書出版、一九九六年、のち一九九七年に『自由主義史観とは何か―教科書が教えない歴史の見方』としてPHP文庫に収録）を参照。
- (5) 近年「太平洋戦争」にかわって、「アジア太平洋戦争」もしくは「アジア・太平洋戦争」という呼称が提起されているが、一方では「大東亜戦争」という呼称が戦争の歴史的性質や範囲を伝えているという意味で、むしろ戦争の名称としては妥当ではないかという議論もある。この点に関しては、木坂順一郎「アジア・太平洋戦争の呼称と性格」（『龍谷法学』第二五巻第四号、一九九三年三月）参照。
- (6) 江口圭一「満州事変期研究の再検討」（『歴史評論』第三七七号、一九八一年九月）二一―三頁参照。なお天皇制ファシズム論にたつ代表作として、とりあえず遠山茂樹・今井清一・藤原彰『昭和史』（岩波書店、一九五五年旧版、一九五九年新版）、藤原彰『日本近代史Ⅲ』（岩波書店、一九七七年）を参照。また日本のファシズムをめぐる理論的問題については、安部博純『日本ファシズム研究序説』（未來社、一九七五年）、江口圭一「敗戦後の『日本ファシズム』研究」（同編『歴史科学大系（12）』『日本ファシズム』論』校倉書房、一九七七年）参照。
- (7) 前掲江口「満州事変期研究の再検討」三頁。
- (8) 同右、三―四頁参照。
- (9) 吉田裕「一五年戦争史研究と戦争責任問題」（『一橋論叢』第九七巻第二号、一九八七年二月）参照。
- (10) 鶴見俊輔「知識人の戦争責任」（『中央公論』一九五六年一月号）参照。
- (11) 鶴見俊輔「日本知識人のアメリカ像」（『中央公論』一九五六年七月号）一七六頁。
- (12) 鶴見俊輔『戦時期日本の精神史―一九三一―一九四五年』（岩波書店、一九八二年）二四一頁。
- (13) たとえば入江昭『日米戦争』（中央公論社、一九七八年）、藤村道生「二つの占領と昭和史―軍部独裁体制とアメ

リカによる占領」(『世界』一九八二年八月号)、白井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』(筑摩書房、一九八三年)、秦郁彦『昭和史を縦走する』(グラフ社、一九八四年)などを参照。

(14) 江口圭一「十五年戦争史研究の課題」(『歴史学研究』第五一一号、一九八二年二月)参照。

(15) もっとも「太平洋戦争への道」における独ソ戦の位置づけに関しては、もともとは西洋現代史研究者の成果である。たとえば義井博『日独伊三国同盟と日米関係』(南窓社、一九七七年)参照。

(16) 伊藤氏の研究成果は、『昭和初期政治史研究』(東京大学出版会、一九六九年)としてまとめられたが、初出は、一九六六年の『社会科学研究』第一七巻第四号である。

(17) 伊藤隆「昭和政治史研究への二視角」(『思想』第六二四号、一九七六年六月)参照。伊藤氏はこの論文ではじめて、「昭和史の研究を進展させるためには、まず第二次大戦の勝敗及びそれにまつわるイデオロギーから解放されることが必要であろう」(九五八頁)との立場から、「ファシズム」という用語の有効性(同時に「天皇制」という用語の有効性にも)に疑問を投げかけ、歴史学界に大きな波紋を呼ぶことになった。

(18) 伊藤前掲書および伊藤前掲論文参照。

(19) 第一次大戦以降の長い歴史的視野のなかで昭和戦前期を考察するという視角そのものについては、すでに丸山眞男『増補版 現代政治の思想と行動』(未來社、一九六四年)がある。

(20) たとえば安部博純「日本ファシズムの研究視角」(『歴史学研究』第四五一号、一九七七年二月)、壬生史郎「日本ファシズム研究によせて―弁明史観批判―」(『歴史学研究』第四五一号、一九七七年二月)参照。なお伊藤氏は後年、自説へのさまざまな批判を振り返って、『ファシズム論争』その後(近代日本研究会編『近代日本研究の検討と課題』山川出版社、一九八八年、のち同『昭和期の政治「続」』山川出版社、一九九三年に収録)を執筆している。

(21) 伊藤氏はつぎのように整理している。「この約十年間、日本近代の研究状況は大きく変化しつつあるように思われる。その一つの条件は、日本近代についても、昭和戦前期についても、さらには戦後初期についても、資料状況が大きく変わりつつあるということである。多くの史料が発掘刊行され、……史料の面からいつて一つの画期ともいう

べきであろう。そしてこれらを十分に利用消化することが、研究の不可欠の条件になり、またその結果これまでの論理では説明し切れない多くの重要な事実が明らかにされつつあるのである。もう一つの大きな条件は、『大理論』の拘束から多くの研究者が解放されて、自らの視点で研究を進めることになったということである。このことによって様々な角度から近代日本にアプローチする試みがなされ始めている。その多様性は目を見張るものがある。このことは一部の人々からは『歴史理論の欠如』『歴史の細分化』として慨嘆されるかも知れない。しかし私は当分の間、こうした傾向が続くのは寧ろ好ましいことと考えている。そうした多様性の中から、全体を捉える様な試みがなされる、その相互の議論の中から新しい『近代日本像』が形成されるであろうと考えているからである」(前掲『ファシズム論争』その後「三二二頁」。また日本近代史研究の現段階については、伊藤隆「はじめに」(同編『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三年)も参照。

(22) 天皇制ファシズム論が「通説として定着している」とか「支配的見解である」という一九七〇年代中葉における見方に対しては、安部博純氏が疑問を呈している(安部前掲論文、六一七頁)。

(23) 近年、昭和天皇が訴追されなかった東京裁判をめぐる研究が盛んである。それはもちろん、史料公開など戦後五〇年を経て客観的な歴史研究の対象になりうる状況になったということにもよるが、一面では、マルクス主義史学系の研究者の重要な実証研究の対象でもあるからである。

(24) 前掲江口「十五年戦争史研究の課題」八頁。ちなみに江口氏は、前掲江口「満州事変期研究の再検討」のなかで自身の「変説」についての「経過を説明」しているが、それによれば、一九七六年発表の論文の頃までは「天皇制ファシズム論の立場で分析・記述をおこなった」が、一九七七年発表の『歴史科学大系(12)「日本ファシズム」論』の編集を経て、「天皇制ファシズム論から離れ」、一九七八年、七九年発表の論文は「二面的帝国主義論によった」ということである(一〇頁)。

(25) 前掲江口「十五年戦争史研究の課題」八頁。江口氏は、盧溝橋事件の研究に関連して、つぎのようにも述べている。「発砲事件の真相や拡大・不拡大問題の究明が重要であることを否定するのではないが、戦闘に際して日本軍が中国軍民にたいしてなをしたかという事実の解明の方が、むしろ戦争史にとっての第一義的な問題ではないか、そ

れが欠落しているのである」(同上、八頁)。

(26) 日中戦争と太平洋戦争を、民衆の意識のレベルに踏み込んで考察したものとして、吉見義明『草の根のファシズム』(東京大学出版会、一九八七年) 参照。

(27) 前掲伊藤『ファシズム論争』その後「三一二頁。なお「比較という視点を持つことの重要性」を指摘する伊藤氏の研究姿勢については、同論文、三二〇―三二二頁参照。

(28) 非マルクス系の実証主義研究者がすべて、伊藤氏の革新派論を支持しているわけではもちろんない。しかし、多かれ少なかれその影響を受けていることも否めないと思われる。

(29) 従来の歴史教育が「暗黒史観」「自虐史観」であるとする自由主義史観が、それなりの共感や支持をもって国民や教師の間に浸透をみせている現象の背景として、戦前日本のアジア侵略を具体的に解明する動きとそれに対するある種「素朴」な反発、そしてアジア諸国(とくに中国と韓国)との関係のなかで、「どこまで謝罪すればいいのか」というこれまた「素朴」な感情、さらに自らの直接的経験を超えて、戦前の日本国および日本人がおこなった行為・言動を、自らの問題として一度は継承してみろという認識の在り方ないしは想像力の欠如(すなわち歴史認識の欠如)などが伏在しているのではないかと思われる。

(30) 本稿を終えるにあたり、さらにつぎの二点について述べておきたい。第一に、本稿においては、いわゆる「大東亜戦争肯定論」の系譜について、特別に言及しなかった。それは、「大東亜戦争肯定論」が主に歴史学界以外の、いわゆる歴史学の専門家ではない人々によって唱えられているものだからである。本稿で若干言及した自由主義史観も、提唱者の藤岡信勝氏は教育学の専門家であり、歴史学者ではない。したがって「大東亜戦争肯定論」の系譜については、別途検討が必要である。また一九六〇年代にE・O・ライシャワー駐日大使らが提唱し、日本の歴史学界に大きな波紋を投げかけた「近代化論」についても、今回は検討の対象外とした。

第二に、今回対象とした歴史認識が、主として「太平洋戦争への道」をめぐる近代史認識であったことにもよるが、本稿で紹介した歴史認識には、「韓国・朝鮮」の視点・問題が相対的に稀薄であるということである。もちろん明治期の日本の「朝鮮」侵略や日韓併合の問題など、個別研究としてはこれまでも多くの研究があり、また昭和期の研

究においても近年、従軍慰安婦や創氏改名の問題に大きな関心が集まるようになってきていることも事実である。しかし、従来「アジア」といった場合、研究者の主たる関心としては「中国」をさす場合が多く、「朝鮮」に対する関心がそれに比してかなり稀薄であったことは否めない事実であると思われる（たとえば本稿で紹介した一五年戦争論や前掲江口「十五年戦争史研究の課題」参照）。したがって今後少なくとも、「韓国・朝鮮」の視点を構造的に組み込んだ日本近代史認識が、日本近代史の研究者には求められているのではないかと思われる（もちろん「アジア」の範囲は「中国」「朝鮮」に止まるものではないが）。「韓国・朝鮮」との歴史認識の共有は、少なくともそれなくしては困難なのではないだろうか（ちなみに一五年戦争論が中国や韓国と共有しうる歴史認識であるのかどうか、それ自体困難な問題を抱えているようにも思われる）。